

「長野県パートナーシップ届出制度」骨子案に対する県民意見募集の結果

1 意見募集期間 令和5年2月13日（月）から令和5年3月14日（火）まで

2 意見の件数等 32人 59件

3 意見の内訳

項目	件数
1 制度の趣旨・目的	5件
2 定義	3件
3 制度の基本設計	13件
4 手続の方法等	7件
5 行政サービスの提供等	11件
6 県内市町村の制度との関係	1件
7 制度全般（制度への賛否等）	19件
合計	59件

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
1	1 制度の趣旨・目的	—	骨子案「1 制度の趣旨・目的」中、「・・・障壁を解消するとともに、性的マイノリティの方々への県民の理解促進を図ってまいります。」の文言について、県民には性的マジョリティの人も、性的マイノリティの人もおり、当該表現は、「性的マイノリティの人」対「県民」という関係にも読み取れてしまうため、「・・・障壁の解消を図ってまいります。」としてはどうか。	実施要綱の第1「趣旨」の規定は、「この要綱は、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を發揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す長野県パートナーシップ届出制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」といたしました。
2	1 制度の趣旨・目的	—	骨子案1「制度の趣旨・目的」の記述は、性的マイノリティの方々が特別に扱われているような印象を与え、偏見を生むと感じた。また、「個性や能力を發揮するとともに」という表現は就労、納税を前提とした、上から目線の表現と感じる。さらに、「生きづらさや障壁」という表現を用い「人権」と表現しないのは問題の本質を曖昧にしている。そのため、「本県ではすべての人々の人権が尊重される公正な社会を実現することを目指しています。性的マイノリティの人々の人権が尊重され自由と幸福を追求できる社会を実現する為に『長野県パートナーシップ届出制度』によって人々の理解を広め共生できる生活環境の構築を目的としています。」と記載を修正してはどうか。	「社会や地域で個性や能力を發揮するとともに」という表現は、県の総合5か年計画においても同様に使用しており、誰にでも居場所と出番がある社会にしたいという思いを込めております。御指摘のように就労、納税を意図しているものではありませんので御理解をお願いいたします。 その上で、御意見の趣旨を踏まえ、実施要綱の第1「趣旨」の規定は、「この要綱は、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を發揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す長野県パートナーシップ届出制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」といたしました。
3	1 制度の趣旨・目的	—	県民の理解促進が進むよう、県民の各世代を対象として、学び理解を広める機会を様々な場で作ってもらいたい。	県民や企業・団体等を対象として啓発・研修などを実施し、本制度や性の多様性について正しい理解が広まるよう努めてまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
4	1 制度の趣旨・目的	—	県が先頭に立ってこの制度を推進し、県内市町村に広めていくよう働きかけを行ってほしい。	本制度に対応した行政サービスについては、県と市町村で協力して提供できるよう現在調整を進めております。また、既に同様の制度を導入している長野市、松本市及び駒ヶ根市が交付した受領証が提示された場合も、県は行政サービスを提供することとしております。
5	1 制度の趣旨・目的	—	私は長野県在住の当事者である。骨子案は効果に乏しく、現行案での制定には反対した上で以下のようにすることを望む。地方自治体によるパートナーシップ制度は同性婚法制化への通過点に過ぎないと考えており、パートナーシップ制度の趣旨・目的が明確に同性婚法制化を後押しするものでなければ、一当事者として賛同できないため、趣旨・目的にその旨を盛り込んでもらいたい。	法令の範囲内で本制度を適切に執行してまいります。また、性的マイノリティの方々を含む多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現に向け、政府及び国会があらゆる政策分野における取組を更に進められるよう後押ししてまいります。
6	2 定義	—	骨子案「2 定義(1)性的マイノリティ」について、「性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者をいう。」と定義されているが、これはLGBTQの定義であって、性的マイノリティはもっと広い概念だと考えるため、名称を「LGBTQパートナーシップ制度」としてはどうか。	本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。要綱第3において「届出対象者の要件」を規定し、対象者を適切に限定することで、制度の名称を変更せずに実施してまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
7	2 定義	2 (2)パートナーシップ関係	骨子案「2 定義(2)パートナーシップ関係」について、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、」の要件は不要ではないか。	<p>本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。</p> <p>また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。</p>
8	2 定義	—	「性自認」という概念は不確定な概念である。自称を制度にすることは、間違っている。	<p>性自認は全ての人間にあるものです。「性自認」は、英語のGender Identityの日本語訳のひとつであり、この他に「性同一性」と訳されることもあります。英語のアイデンティティーの意味は、容易には動かしがたい「その人らしさ」のことを指すものです。</p> <p>性の多様性については、WHO（世界保健機関）や厚生労働省においても性自認と性的指向による説明を行っております。また、本県の要綱第2の「性的マイノリティ」の定義については、既に同様の制度を導入している多くの自治体でも広く採用されております。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
9	3制度の基本設計	3(3)制度の効力	<p>骨子案「3(3)制度の効力」に「法律上の婚姻とは異なる制度」と明記されているとおり、「長野県パートナーシップ届出制度」の内容では、相続、配偶者控除（所得税控除）、贈与税の特例税率、医療への関与（制度の適用となる県立病院以外）、関係性が変化した際の慰謝料の請求等の法的強制力の点で得られる権利が婚姻制度と大きく乖離しているが、上記は制度利用者の生活に大きな影響を及ぼすものと考えられるため、更なる保障を要望する。</p>	<p>本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しております。そのため、法的効果を生じさせるものではなく、法令の範囲内で実施されます。</p> <p>なお、性的マイノリティの方々を含む多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現に向け、政府及び国会が取組を更に進められるよう後押ししてまいります。</p>
10	3制度の基本設計	3(3)制度の効力	<p>要綱では県の行政サービスに効果が限定されるため、条例で本制度を制定し、効果を民間にも拡大してもらいたい。なお条例制定に当たっては次の内容を条例に盛り込んでもらいたい。</p> <p>①県内医療機関及び福祉施設等は、同性パートナーに対する病状説明の法的保護を図ること</p> <p>②県内医療機関及び福祉施設等は、同性パートナーによる医療同意、面会及び看取り等の法的保護を図ること</p> <p>③県及び県内事業者が、配偶者に限定されている福利厚生を同性パートナー関係にある相手方にも認めること</p> <p>④県は、県内宿泊施設に対して宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否等することなく、適切に配慮するよう行政指導を行うこと</p>	<p>御意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
11	3 制度の基本設計	3 (4)利用対象者	<p>双方が性的マイノリティではないが家計を共にして子育てをしており実質的に家族である女性同士のカップルや、夫婦別姓を希望しているため結婚しないカップル等が対象外となるため、「性的マイノリティである」ことを要件とせず、現在の法律婚を利用したくてもできない人も利用できる包摂的な制度としてもらいたい。</p>	<p>本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。</p> <p>また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。</p>
12	3 制度の基本設計	3 (4)利用対象者	<p>性的マイノリティであるという証明は困難であること、アウトティングのリスクが高まる等の理由から、骨子案3(4)「利用対象者」の「少なくとも一方が性的マイノリティである二者を対象とする。」の要件を削除し、双方が性的マイノリティでない二者においても制度を必要とする場合が考えられるので、対象に含めるよう要望する。</p>	<p>本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。</p> <p>また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。</p>
13	3 制度の基本設計	3 (4)利用対象者	<p>カミングアウトの強制となり得ること、性的マイノリティであることの証明が書面上困難で、要件が曖昧なことの2点から、骨子案3(4)「利用対象者」中、「少なくとも一方が性的マイノリティである二者」の要件は不要と考える。</p> <p>夫婦別姓を望む方々や、恋愛感情はないが、同性の友人と助け合って生きていきたい方々等も利用できる制度とした方が、「誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、共に支え合って暮らすことができる公正な社会」の実現に資する制度になると思う。</p>	<p>本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。</p> <p>また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
14	3 制度の基本設計	3 (4)利用対象者	カップルだけを制度で保護し、三人や四人等の複数名を制度の対象としないことについて説明が必要である。制度を求める者だけの価値観が根拠ならば、公平性がなく不平等を招く。公平性がない制度は社会にとって害になる。その制度は施行してはいけない。	本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。 また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。
15	3 制度の基本設計	3 (4)利用対象者	骨子案3(4)「利用対象者」では「少なくとも一方が性的マイノリティである二者を対象とする」との要件が定められているが、「生きづらさや生活上の障壁」があるのは、性的マイノリティの方々だけではなく、事実婚の方々も制度の対象とするべきだ。 また、海外ではポリアモリー（複数愛）の方々の人権も認めていく動きが見られるし、例えば身寄りのない独居高齢者が、同じ境遇の友人等と何かあった時のためにパートナーシップを活用するといった利用方法も想定されるのではないか。	本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。 また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。
16	3 制度の基本設計	3 (5)届出の要件等	骨子案3(5)⑤「少なくとも一方が県内に居住していること」について、他県同士での付き合いのある二人にとって、非常にありがたい要件であり、ぜひともこの要件は外さないでほしい。	実施要綱の第3「届出対象者の要件」に、「パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる者（以下「届出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。（5）次のいずれかに該当すること。ア 届出対象者の双方又はいずれか一方が長野県の区域内に住所を有すること。」と規定いたしました。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
17	3 制度の基本設計	3 (5)届出の要件等	骨子案「3 (5) 届出の要件等」中、②では、「双方が婚姻をしていないこと」とあるが、海外で同性婚をしているカップルについても、②以外の要件を満たす場合、本制度を使うことができるべきと考えるため、「双方が他の者と婚姻をしていないこと」と記載すべきではないか。	海外で同性婚をしているカップルも本制度を利用することができます。該当する方が本制度を利用しやすいように、分かりやすく周知してまいります。
18	3 制度の基本設計	3 (5)届出の要件等	「海外で同性婚をしているカップル」を対象に含めるため、骨子案「3 (5) 届出の要件等」中、「②双方が婚姻をしていないこと」を「② 双方がほかの者と婚姻をしていないこと」と修正してもらいたい。	海外で同性婚をしているカップルも本制度を利用することができます。該当する方が本制度を利用しやすいように、分かりやすく周知してまいります。
19	3 制度の基本設計	3 (5)届出の要件等	骨子案「3 (5) 届出の要件等」中、「⑤ 少なくとも一方が県内に居住していること又は三か月以内に県内への転入を予定していること」は、国際カップルの存在も視野に入っており、大変よいと思う。	実施要綱の第3「届出対象者の要件」に、「パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる者（以下「届出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。（5）次のいずれかに該当すること。ア 届出対象者の双方又はいずれか一方が長野県の区域内に住所を有すること。」と規定しましたので、一方が海外で暮らしていても利用可能です。
20	3 制度の基本設計	—	パートナーシップ制度利用者の公正証書作成の作成経費に対し最大5万円の補助を行う制度等を実施している自治体もある。 パートナーシップ制度だけでは制度利用者の生活を守ることはできないという点を前提とした保障が取り入れられることを要望する。	御意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
21	3 制度の基本設計	—	<p>パートナーシップ制度は法律婚とは異なるもので、婚姻と同等の法的な権利義務は生じないとしているが、税制上の優遇が行われる可能性が読みとれる。税（控除を含む）は所得の移転で、我々の社会がそれによって男女の法律婚を優遇してきた理由の1つは間違いなく次世代を担う人間を生み出すことであり、そのため、結婚をせず（できず）、また子を作らない（作れない）人々からの所得移転を認めてきたものと考え。5で提供されるサービスもコストゼロではなく究極的には県民が負担している（すなわち所得移転である）。</p>	<p>本制度は法的効果を発生させるものではなく、法令の範囲内で実施されます。</p> <p>また、性自認や性的指向、結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないかなどは、個人の尊厳と人権に関わるものです。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>
22	4 手続の方法等	4 (1)手続の窓口	<p>パートナーシップ届出制度の届出窓口では、知識があり、相談に乗ることができる職員に対応してもらいたい。</p>	<p>窓口では知識を持った職員が対応するとともに、必要に応じて専門相談を御案内いたします。</p>
23	4 手続の方法等	4 (2)手続の流れ	<p>骨子案4(2)では、「書類の事前提出」「届出受領証の交付」「本人確認」について、東京都のようにWeb電子システムでPDF等で交付する手続にできないか。</p>	<p>東京都では、スマートフォン上のアプリを開発し当該アプリ上で全ての手続を行うと承知しておりますが、本県においては、プライバシーの確保、届出をする方の移動の負担軽減等を考慮し、可能な範囲で検討した結果、要綱第4「届出の方法」及び第6「本人確認」に、郵送とWeb会議システムを利用して行う方法を規定いたしました。</p>
24	4 手続の方法等	4 (3)届出受領証の交付	<p>「携帯用のカード」については、使いやすいよう、一般的なJIS規格・ISO規格のカードサイズ（運転免許証やクレジットカードのサイズ）としてもらいたい。</p>	<p>様式第4号「長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード」の大きさを「大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。」と規定いたしました。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
25	4 手続の方法等	4 (3)届出受領証の交付	骨子案4 (3)ウ「届出受領証の付記事項」では、「生計を同一とする未成年の子（パートナーのいずれかの実子・養子）の氏名」を記載できることとしているが、パートナーシップ制度を利用しようとする一方又は両方が養育里子として子を養育していることが想定されるため、「実子・養子」を「実子・養子・里子」と修正し、「里子」を追加してもらいたい。	届け出た二人の実子・養子については、お二人のうちいずれかの親権が及んでいる場合であると想定しております。里親には親権はなく里子との関係は実親子や養親子の関係とは異なるため、届出受領証等の記載において同様に取り扱うことは適当ではないと考えております。
26	4 手続の方法等	4 (3)届出受領証の交付	「骨子案4 (3)ウ 届出受領証の付記事項」には、届出受領証に生計を同一とする未成年の子の氏名を記載できるとされているが、パートナーの親などを介助している性的マイノリティの方々が利用しやすいよう、申請者が希望する場合には、二親等以内の方についても記載することができるようにしてはどうか。	本制度は、同性パートナーお二人の関係に係る生活上の困りごとの軽減などを目的に創設し、子育てをしている同性カップルがいらっしゃることから、まず子どもに関する困りごとの軽減につなげるため、届出受領証等（様式第3号及び第4号）に子どもの氏名を記載できるようにしたものです。 届け出た二人以外の成人（親や成人した子）の氏名を届出受領証等に付記する場合には、付記される方の同意が必要であると考えております。また、仮に付記された者が成人であるとするれば、本制度による届出受領証等を示したのみでは、付記されている方の代理等を行うことは困難であると考えております。 御意見の趣旨は理解しておりますが、以上のような点で、未成年の子の名前を付記する場合とは別段の考慮が必要であると考えております。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
27	4 手続の方法等	4 (3)届出受領証の交付	<p>法律上の親族でないパートナーが、同居の親や親族の病院への付き添いに行く等のニーズがあるため、「同居親族の名前」も証明書に併記できるようにしてもらいたい。</p>	<p>本制度は、同性パートナーお二人の関係に係る生活上の困りごとの軽減などを目的に創設し、子育てをしている同性カップルがいらっしゃることから、まず子どもに関する困りごとの軽減につなげるため、届出受領証等（様式第3号及び第4号）に子どもの氏名を記載できるようにしたものです。</p> <p>届け出た二人以外の成人（親や成人した子）の氏名を届出受領証等に付記する場合には、付記される方の同意が必要であると考えております。また、仮に付記された者が成人であるとすれば、本制度による届出受領証等を示したのみでは、付記されている方の代理等を行うことは困難であると考えております。</p> <p>御意見の趣旨は理解しておりますが、以上のような点で、未成年の子の名前を付記する場合とは別段の考慮が必要であると考えております。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
28	4 手続の方法等	4 (3)届出受領証の交付	骨子案4 (3)ウ「届出受領証の付記事項」では、「生計を同一とする未成年の子（パートナーのいずれかの実子・養子）の氏名」を記載できることとしているが、大学生や18歳の高校生、重度の障害を持つ子をパートナーと二人で養育しているような場合などが想定されるため、「未成年の子」の未成年を削除し、成人した子についても証明書に記載できるようにしてもらいたい。	<p>本制度は、同性パートナーお二人の関係に係る生活上の困りごとの軽減などを目的に創設し、子育てをしている同性カップルがいらっしゃることから、まず子どもに関する困りごとの軽減につなげるため、届出受領証等（様式第3号及び第4号）に子どもの氏名を記載できるようにしたものです。</p> <p>届け出た二人以外の成人（親や成人した子）の氏名を届出受領証等に付記する場合には、付記される方の同意が必要であると考えております。また、仮に付記された者が成人であるとすれば、本制度による届出受領証等を示したのみでは、付記されている方の代理等を行うことは困難であると考えております。</p> <p>御意見の趣旨は理解しておりますが、以上のような点で、未成年の子の名前を付記する場合とは別段の考慮が必要であると考えております。</p>
29	4 手続の方法等	4 (4)変更等の届出・再発行	住宅ローンの利用審査等で、パートナーである期間の証明を求められる可能性があるため、「受領証」等の再発行の場合にも、最初の届出年月日も記載してもらいたい。	様式第3号「長野県パートナーシップ届出受領証明書」及び様式第4号「長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード」は、当初の「届出日」を記載する様式といたしました。
30	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	—	骨子案「5 本制度に対応する行政サービスの提供等」中、「・・・提供を行ってもらえるよう県として働きかけていく」の文言について、県として「権利の不平等を正していく」という毅然とした姿勢を示すため、遠慮がちな表現でなく、「提供を行うよう」としてはどうか。	各種サービスについては、サービスの提供主体である市町村や事業者の御理解・御協力が得られるよう努めてまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
31	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	県職員の配偶者同行休業について、パートナーも「配偶者」と同様に、対象としてもらいたい。	配偶者同行休業については、法律（地方公務員法）により要件が規定されているため、対応することができないことを御理解願います。
32	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	里親の認定登録時の活用、災害弔慰金の支給等住民対象の行政サービスのうち、法令上支障のないものについては、法律上の配偶者同様に広く利用を認めてもらいたい。 また、犯罪被害者見舞金について、給付対象として要綱等に明記してもらいたい。	本制度に対応して県が提供する行政サービス（予定）については、別に公表したとおりです。 また、市町村が提供する行政サービスについては、現在調整を進めております。
33	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	どのようなサービスが受けられるか具体例を示すとともに、市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し夫婦・家族同等のサービスの提供を行ってもらえるよう県として働きかけてもらいたい。	本制度に対応して県が提供する行政サービス（予定）については、別に公表したとおりです。 また、市町村、団体、事業者等の御理解・御協力が得られるよう努めてまいります。市町村等が提供するサービスについては、現在調整を進めております。
34	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	県の外郭団体等においても、本制度の趣旨等を踏まえて、規程・運用の見直しや研修等を行ってもらいたい。	団体、事業者等の御理解・御協力が得られるよう努めてまいります。
35	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	民間病院等の民間事業者に対して、夫婦・家族同等のサービスの提供を行ってもらえるような働きかけを積極的に行ってもらいたい。	事業者等の御理解・御協力が得られるよう努めてまいります。
36	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	制度について県民の理解を得ることができるよう、性的マイノリティを含めた「性の学び」を地域住民に広めていくという趣旨の文言を盛り込んでもらいたい。	制定した要綱は、制度実施に係る手続について規定したものです。御意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
37	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	当事者の困りごと解消につなげるため、当事者から意見を聴く機会を作ることが必要ではないか。	本制度の立案に当たっては、当事者の御意見も踏まえて検討してまいりました。今後とも当事者の声に耳を傾けながら人権施策を推進してまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
38	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	骨子案「5本制度に対応する行政サービスの提供等」のように行政サービスを提供するならば、届出に当たっては、届出者が性的マイノリティであることの証明書により確認することが必要ではないか。	現在、性的マイノリティであることの公的な証明書はありません。本制度においては、届出の際に、届出者の双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者であることを届出書等の書面で確認いたします。
39	5本制度に対応する行政サービスの提供等	—	本骨子案の定義では、性的マイノリティか否かは内心の問題であると考えますが、双方が性的マイノリティではないカップルに対して、県が「5本制度に対応する行政サービスの提供等」に示すような便宜を図らないのは、内心による差別であり、憲法14条に規定される法の下での平等に反するのではないか。	骨子案の「5本制度に対応する行政サービスの提供等」に記載された行政サービスは、御意見にある双方が性的マイノリティではないカップル、例えば法律上の婚姻関係にある夫婦や事実婚関係にある男女であれば、現在でも利用することができるものです。
40	6県内市町村の制度との関係	—	私の属している研究会の仲間には性的マイノリティの方も大勢いる。県がこの制度を制定することで、県内の市町村の制度制定の動きも加速するだろうと期待している。	本制度に対応した行政サービスについては、県と市町村で協力して提供できるよう現在調整を進めております。また、既に同様の制度を導入している長野市、松本市及び駒ヶ根市が交付した受領証が提示された場合も、県は行政サービスを提供することとしております。
41	制度全般	—	制度が創設されようとしていることを嬉しく思う。制度を使うことができる当事者はもちろん、性的マイノリティの子ども達をととても勇気づけると思う。また、制度創設を機に、長野県全体として性的マイノリティに対する誤解、偏見、無理解が解消され差別がなくなっていくことを願う。	本制度を適切に執行してまいります。また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指しています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
42	制度全般	—	骨子案に賛成。 私は他県在住のパートナーを持つ長野県民で、長野県が公正な社会を目指して本制度に取り組むことは、当事者に限らず、様々な人が暮らしやすい県により近づく一歩として非常に重要であるため、ぜひ施行を目指して進めてもらいたい。	本制度を適切に執行してまいります。 また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指しています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。
43	制度全般	—	私は、LGBTQ当事者です。LGBTQ、性的マイノリティ当事者にとって、意義のある制度になると思うので、是非、成立させていただきたく思います。	本制度を適切に執行してまいります。 また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指しています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。
44	制度全般	—	本制度は、大変有意義であり賛成。 丁寧に検討されていると思う。	本制度を適切に執行してまいります。 また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指しています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。
45	制度全般	—	本制度の制定に賛成。 成立を願っている。	本制度を適切に執行してまいります。 また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指しています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
46	制度全般	—	<p>世論は同性婚を認める方向へと動いている中、本制度は遅いと思うが、「同性婚」認知への大きな一歩ではあり、多様性に応えられようとしていることを評価し、敬意を表する。</p> <p>限界のある「制度」とはいえ、画期的な一歩を踏み出すので、更なる高みを目指してもらいたい。</p>	<p>本制度を適切に執行してまいります。</p> <p>また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指すこととしています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>
47	制度全般	—	<p>骨子案に賛成する。</p> <p>何か不都合が生じたら修正すればよいと思うし、県内市町村での制度導入の動きが鈍い中、県の制度導入に期待している。</p> <p>反対意見を持った方もいらっしゃるでしょうが、制度を導入しても、当事者でない方は今と何も変わらず、不利益を被らない一方、当事者は今よりも生き易くなる。</p> <p>生き易くなる人がいて、迷惑する人がいないなら導入するだけだと思うので、立ち止まらず、LGBT先進県を目指してほしい。</p> <p>LGBTパレードをやるなんていいですね。パレードも御検討ください。</p>	<p>本制度を適切に執行してまいります。</p> <p>また、県は「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会」づくりを目指すこととしています。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>
48	制度全般	—	<p>同性婚をした人たちでは人を生み出すことができない。同性婚を許してはいけないと思う。</p>	<p>性自認や性的指向、子どもを持つか持たないかなどは、個人の尊厳と人権に関わるものです。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
49	制度全般	—	制度創設には反対。課題が多く、時期尚早。議論がされつくしていないので、まずは議論の場を設けるべき。一般的に婚姻関係にある男女は、子供を持つ可能性があるから、夫婦としていろいろな法律的な責任を持つのと引き換えに、様々な行政サービスが受けられるが、性的少数者は他の県民に対してどんなメリットをもたらすのか明確な記載がない。	御意見としてお聞きいたします。 なお、性的マイノリティの方々の生きづらさは日々の問題であり、社会的な認知が進んでいる状況です。日々の生きづらさの解消に向けた取組と、必要な議論を進めることは、先後の区別なく、ともに進めていくべきものと考えております。
50	制度全般	—	身体的な女性の二人が本制度でパートナーシップ関係になって、その後同じ男性との間に身体的な男児と女兒を生んだ場合、将来の近親婚や遺伝的問題を防ぐことができない。本制度は、将来世代や社会全体との兼ね合いを保てないから導入は見送るべきである。	御意見のような近親婚等の関係は、本制度の有無にかかわらず、現行法の下で戸籍に反映されない親子関係が生じた場合に、起こり得るものです。
51	制度全般	—	この制度の設置に全面反対。法が定める一夫一婦制に反する。同性婚のような制度を認めると犯罪を生みやすく、倫理的にも問題がある。社会的必要性、メリットがない。市町村が同様の制度を導入しないよう指導すべきである。自然の摂理に反するものであり、県は同情により感情に流されて進んでいるのではないか。	御意見としてお聞きいたします。 なお、本制度は法令の範囲内で実施されるものであり、婚姻制度とは異なります。多様な性に関しては様々な御意見がありますが、性自認や性的指向は、個人の尊厳と人権に関わるものです。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を發揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。 また、市町村における制度の導入は各団体の判断によるものと認識しております。
52	制度全般	—	本制度は、法律違反の制度であるため、中止するべきである。	本制度は、法令の範囲内で実施されます。
53	制度全般	—	本制度は法律違反である。	本制度は、法令の範囲内で実施されます。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
54	制度全般	—	パートナーシップ関係の解消が簡単にできると、子供に影響があるため、国の法律で定めるべき制度である。 本制度は法律に違反すると思うので、導入してはいけないものだと思う。	本制度は、性的マイノリティの方々の生きづらさや生活上の障壁の解消を目指すものです。また、法令の範囲内で実施されます。
55	制度全般	—	本制度制定の際に、「国は同性婚法制化を認めるべきである」という公式見解を発表すること、「国は同性婚法制化を認めるべきである」という意見書を国会に対して送付することを要望する。	性的マイノリティの方々を含む多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現に向け、政府及び国会が取組を更に進められるよう後押ししてまいります。
56	制度全般	—	本制度は、婚姻制度のように法的効果が認められないので、最終的には国の法整備で同性婚を認めていくことが必要だと感じている。県から国への働き掛けも行っていってほしい。	性的マイノリティの方々を含む多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現に向け、政府及び国会が取組を更に進められるよう後押ししてまいります。
57	制度全般	—	独身の人には「生きづらさや生活上の障壁」がなく、カップルになったら「生きづらさや生活上の障壁」が生まれるというのは考え方からしておかしい。カップルの一人一人は独身の人であり、独身の人を基準に考えるべきで、婚姻している人と比べて「生きづらさや生活上の障壁」を訴えるのは間違っている。	本制度は、法律上婚姻できないが法律上の夫婦と同等の生活をしている少なくとも一方が性的マイノリティのカップルを対象とするものです。 また、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要であると考えております。
58	制度全般	—	個人の性的指向の違いで法律上かなり大きな不利益を被るのは法の下での平等に反していると思うので、長野県がその不利益を軽減する条例策定に取りかかったのは大変喜ばしいことである。	誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。なお、要綱を制定し適切に執行してまいります。

連番	骨子案の該当項目		御意見（概要）	県の考え方・対応等
59	制度全般	—	<p>法的な父親がはっきりしていない母親に対して公営住宅のサービスなどのメリットを与えた場合、婚外子が増えてしまう。本制度は婚外子を増やしてしまう影響が出るため、導入しないように強く求める。改めて議論をやりなおすようにしてほしい。</p>	<p>本制度は、性的マイノリティの方々の生きづらさや生活上の障壁の解消を目指すものです。</p> <p>結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないかなどは、個人の尊厳と人権に関わるものです。誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮することができるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>